

鳥取大学工学部後援会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、鳥取大学工学部後援会と称し、事務所を鳥取大学工学部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、工学部の運営、学生教育及び施設の充実に協力し、必要なる援助をすることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 工学部運営に関する援助
- (2) 学生指導及び福利厚生に関する援助
- (3) 施設整備に関する援助
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 正会員 工学部に在学する学生及び持続性社会創生科学研究科工学専攻に在学する学生並びに大学院工学研究科に在学する学生のそれぞれの保護者等
- 賛助会員 工学部長及び各学科を代表する教員1名並びに事務長

(役員)

第5条 役員は、次のとおりとし会員の中から選出する。役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 若干名
- 監事 3名

会長は、会務を掌理し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

理事は、会長、副会長とともに理事会を組織し、本会の重要事項を審議する。

監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 総会は、毎年1回開催し、本会の予算、決算その他基本方針について審議する。

ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

第7条 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(会計)

第8条 本会の経費は、次の収入による。

1. 会費 (入学の際に納付)

- (1) 工学部入学生の保護者 16,000円 (入会金4,000円を含む。)
- (2) 工学部編入学生の保護者 8,000円 (入会金2,000円を含む。)
- (3) 大学院工学研究科博士前期課程及び大学院持続性社会創生科学研究科博士前期課程工学専攻入学生の保護者 7,000円 (入会金1,000円を含む。)
- (4) 大学院工学研究科博士後期課程入学生の保護者 10,000円 (入会金1,000円を含む。)

2. 寄附金

3. 雑収入

第9条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 本会の事務を処理するため、書記を委嘱することができる。

書記は、会長の命を受けて会務に従事する。

附則

1. 本会の運営に関する細則は、理事会の議を経て会長が定める。
2. この会則は、昭和40年5月12日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
この会則は、昭和42年4月12日から施行する。
この会則は、昭和43年4月1日から施行する。
この会則は、昭和45年4月10日から施行する。
この会則は、昭和49年6月1日から施行する。
この会則は、昭和53年4月13日から施行する。
この会則は、昭和55年6月6日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
この会則は、昭和62年12月22日から施行し、昭和63年度入学生から適用する。
この会則は、平成6年4月8日から施行し、平成6年度入学生から適用する。
この会則は、平成31年3月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。